平成２２年（フ）第１０３号
北海道室蘭市輪西町２丁目19番８号
破産者　柴田　礼子
1　決定年月日　平成23年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第２号
北海道小樽市長橋２丁目11番13号
破産者　佐藤　史子
1　決定年月日　平成23年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１０４号
横浜市青葉区鉄町1212番地　セジュールタケフシ102
破産者　簗田　洋子
1　決定年月日　平成23年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７９１号
横浜市青葉区鴨志田町520番地８
破産者　吉岡　美江
1　決定年月日　平成23年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４２号
愛知県岡崎市竜泉寺町字後山10番地52
破産者　清水　信克
1　決定年月日　平成23年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２０２号
山口県防府市石が口２丁目５番22号　アメージング・パレス202
破産者　橋本美智子
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第５８号
愛媛県喜多郡内子町五百木240番地
破産者　木村　幸保
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２０年（フ）第６６号
愛媛県喜多郡内子町五百木363番地
破産者　木村憲太郎
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２２年（フ）第１７９８号
福岡県糸島市波多江駅北４丁目10番１―406号
破産者　梶原賢二郎
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第５６３号
福岡県糟屋郡志免町別府西３丁目12番１―404号
破産者　金丸　　近
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３４号
福岡県筑紫野市二日市北２丁目５番12―305号、開始決定時の住所大分県玖珠郡九重町大字右田1008番地の２
破産者　井原　淳一
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第１０９号
愛知県田原市赤石５丁目50番地
破産者　株式会社ＫＴＭ
1　破産債権の届出期間　平成23年７月19日まで
2　一般調査期日　平成23年９月14日午前10時
平成23年６月17日
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第４５３号
札幌市清田区平岡４条７丁目６番20号
破産者　上杉　憲一
1　破産債権の届出期間　平成23年７月22日まで
2　一般調査期日　平成23年９月８日午後２時
平成23年６月20日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５７２号
埼玉県八潮市大字西袋1045番地１　柿沼コーポ202
破産者　神藤　隆康
1　破産債権の届出期間　平成23年７月28日まで
2　一般調査期日　平成23年９月16日午前10時
平成23年６月16日
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２０１５号
京都市右京区嵯峨新宮町20番地の86
破産者　松﨑　愼二
1　破産債権の届出期間　平成23年７月29日まで
2　一般調査期日　平成23年９月14日午前11時30分
平成23年６月20日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４４２号
福岡市南区的場１丁目26番11号
破産者　正栄建装株式会社
1　破産債権の届出期間　平成23年７月31日まで
2　一般調査期日　平成23年10月13日午前10時
平成23年６月16日
福岡地方裁判所第４民事部

債権者集会招集

平成１９年（フ）第７４０４号
大阪市北区西天満５丁目１番９号　南森町東洋ビル５階、商業登記簿上の本店所在地大阪市北区西天満５丁目15番７号
破産者　株式会社ヤシマ
1　期日　平成23年７月８日午後２時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年６月17日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第１９６７号
福岡市中央区草香江２丁目13番20―103号、破産手続開始決定時の住所福岡県糟屋郡粕屋町大字江辻409番地１
破産者　川島　信行
異議申述期間　平成23年８月８日まで
平成23年６月16日
福岡地方裁判所第４民事部